2017年 建交労道本部夏季闘争速報

No.17／2017年8月4日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

北海道建設アスベスト第2陣訴訟口頭弁論

12月からの原告本人尋問求める

裁判所が「文書送付嘱託」認める

８月３日、札幌地裁で「北海道建設アスベスト第２陣訴訟」の第 12 回口頭弁論が開かれ、弁護団事務局長の長野順一弁護士が「企業請求における進行に関する意見」を述べました。長野弁護士は各原告（個別被災者）との関係で原因建材とその製造企業を特定した書面を 12 月の期日までに提出する予定であることを述べ、これにより原告本人尋問に必要な事実は出尽くすので 12 月の弁論期日から順次、原告本人尋問をおこなうよう裁判所に求めました。なお、「予備的主張２」（被告企業の分割責任）および「予備的主張３」（そのうちシェアが上位の被告企業に限定した分割責任）について、必要なデータを被告各社が明らかにすることや「スレート統計年報」の開示を受けて具体的な責任割合を算出することにしています。

裁判所は、原告側が求めていた「文書送付嘱託」を認めるとともに、より強制力のある「文書提出命令」についてできるだけ早く結論を出すと述べました。

次回以降の期日は、10 月 12 日、12 月 21 日、来年２月８日、３月 15 日、５月 24 日に加えて７月 19 日が追加されました。

10月27日に初の高裁判決＝東京高裁（神奈川ルート）

口頭弁論後の報告集会で、首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川ルート）の東京高裁判決が 10 月 27 日に出されることが報告されました。これは全国の建設アスベスト訴訟で最初の高裁判決で、一審の横浜地裁では国・企業の責任をいずれも認めない不当判決でしたが、その後の東京・福岡・大阪・京都・札幌地裁で国の責任を断罪する判決が続き、京都地裁では企業の責任も一部認めた流れの中での判決として注目されます。また、北海道の１陣訴訟控訴審の札幌高裁での第１回口頭弁論が、この東京高裁判決直後の 11 月か 12 月になると予想されています。このほか、横浜地裁での２陣判決が 10 月 24 日にあり、11 月 15 日に東京高裁で首都圏建設アスベスト訴訟（東京ルート）が結審し、来年２月には大阪高裁でも結審予定と、今年から来年にかけて建設アスベスト訴訟は大きなヤマ場を迎えます。

すべての争議解決「１の日」行動に60人

８月１日、札幌駅南口で「すべての争議解決・１の日行動」がおこなわれ 60 人が参加しました。主催者あいさつで北海道国公の白石議長は「１の日行動を続ける中で、恵和会労組の勝利などたたかいは前進している。憲法を守る運動などと合わせて、すべての争議解決のために力を合わせてがんばろう」と訴えました。国家公務員賃下げ違憲訴訟についての訴えに続いて、全厚生の遠藤さんから社保庁不当解雇撤回のたたかいについて、北海道の裁判闘争の終結の報告と全国のたたかいへの支援の訴えがされました。恵和会労組から、労働委員会の勝利命令をかちとった報告と職場で多数派をめざす決意が述べられました。福祉保育労明啓院分会の不当労働行為事件で、労働委員会の審問への協力の訴えがありました。